

Client Alert

27 February 2023

米国司法省刑事局が企業取締方針の改訂を発表

本アラートに
関するお問い合わせ先:



井上 朗
パートナー
03 6271 9463
akira.inoue@bakermckenzie.com



増本 充香
カウンセラー
03 6271 9534
mika.masumoto@bakermckenzie.com



佃 浩介
アソシエイト
03 6271 9510
kosuke.tsukuda@bakermckenzie.com

1. はじめに

2023年1月17日、米国司法省（以下「DOJ」）の Kenneth A. Polite, Jr. 司法次官補（Assistant Attorney General）は、DOJ 刑事局（Criminal Division）において取り扱う企業犯罪に関する企業取締指針（Corporate Enforcement Policy）（以下「CEP」）について、2017年の制定以来初めての重大な改訂を行ったと発表した¹（改訂後の企業取締指針（Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy）²以下「改訂版 CEP」）。

当該 CEP の改訂は、2022年9月15日に DOJ の Lisa Monaco 副長官（Deputy Attorney General）が、DOJ における企業犯罪の取締指針に関して新たなメモランダムを発出し³、DOJ の各局に対し、企業の任意の自主開示に関する指針を見直し、仮に当該自主開示を奨励する指針を設けていない場合には新たに策定することを求めたことから、DOJ 刑事局において、従前の CEP を再評価し、強化することを目的となされたものである⁴。Kenneth A. Polite, Jr. 司法次官補は、企業犯罪に関与した個人の責任追及が一番の目標であるとし、改訂版 CEP のメッセージは、届出（come forward）と協力（cooperate）と是正（remediate）であり、企業が犯罪を届け出て、DOJ の調査に協力した場合に、DOJ は、企業犯罪に関与した個人に責任を課すことができる」と述べている。そして、同司法次官補は、当該 CEP の改訂は、企業に対し、犯罪の自主開示に対する新しく重大で具体的なインセンティブを与え、また、仮に自主開示がなされなかった場合でも、DOJ の調査に協力した場合には最低限の範囲をはるかに超えたインセンティブを与えているとし、仮に企業が、自主開示をし、全面的に協力し、是正をしない場合には、悲惨な結果を招き得るとも述べている。

米国で事業を行う日本企業としては、米国に関係し得る不正行為については、社内調査を通じた迅速な自主開示を検討する必要があると、事前に DOJ 刑事局における企業犯罪の取締指針を把握しておくことは重要であるため、以下改訂版 CEP の概要を紹介する。

¹ <https://www.justice.gov/opa/speech/assistant-attorney-general-kenneth-polite-jr-delivers-remarks-georgetown-university-law>

² <https://www.justice.gov/opa/speech/file/1562851/download>

³ Lisa Monaco 副長官が発出したメモランダムについては、https://www.bakermckenzie.co.jp/wp/wp-content/uploads/20221028_ClientAlert_Antitrust_Competition_J.pdf を参照されたい。

⁴ なお、DOJ は、2023年2月22日、自主開示の奨励策として、自主開示認定基準とそれに対する恩典を明確にしたガイダンスを追加的に公表している（Department of Justice, United States Attorneys' Offices Voluntary Self-Disclosure Policy (Feb 22, 2023)）。



2. 企業取締指針（CEP）の経緯

CEPは当初、企業が連邦海外腐敗行為防止法（Foreign Corrupt Practices Act）（以下「FCPA」）に関連する不正行為についての1年間のパイロットプログラムとして2016年4月に導入されたが、2017年11月、「FCPA Corporate Enforcement Policy」として制定され、司法省のJustice Manualに組み込まれた。少なくとも2018年以降は、FCPAに限らず刑事局によって訴追されるすべての企業犯罪に適用されてきた。

改訂版 CEP では、名称を「Criminal Division Corporate Enforcement and Voluntary Self-Disclosure Policy」とし、刑事局によって取り扱われる全ての企業犯罪に適用されることが明確に規定された。

3. 改訂版 CEP の概要

改訂版 CEP の概要は、以下のとおりである。

(1) 訴追されないと推定される基準

企業は、DOJ 刑事局に対し不正行為を任意に自主開示し（Voluntary Self-Disclosure）、調査に全面的に協力し（Full Cooperation）、適時かつ適切に是正した（Timely and Appropriate Remediation）場合、犯罪の重大性又は犯罪者の性質に関する加重すべき状況⁵（aggravating circumstances）が存在しなければ、訴追されないと推定される。なお、企業は、当該不正行為から得た全ての不当利得の返還や没収等を求められる。

(2) 加重すべき状況が存在する場合

上記のとおり、加重すべき状況が存在する企業には、訴追されないと推定が働かないところ、改訂前の CEP においても上記(1)と同様の規定が設けられていたため、加重すべき状況が存在した企業は、不正行為を認識しても、訴追され得ることを懸念して不正行為を自主開示しないと判断する可能性があった。改訂版 CEP では、このような場合に、一定の条件を満たせば訴追されない場合があることを明記し、また、訴追される場合であっても、罰金額について企業に更なるインセンティブを与えることとした。

(a) 訴追されない場合

検察官は、企業が以下の三要素を全て満たしていることを証明した場合、訴追しないことが適切であると判断して良いとされた。

- ① 任意の自主開示が、企業が不正行為の主張を認識した時点で直ちに（immediately）行われたこと。
- ② 不正行為及び自主開示の時点において、企業が効果的なコンプライアンス・プログラム及び内部会計統制システムを有しており、そのことにより不正行為の確認が可能となり、企業の任意の自主開示につながったこと。
- ③ 企業が、DOJ の調査に並外れた（extraordinary）協力をし、また、並外れた是正策を実施したこと。

⁵ 「加重すべき状況」とは、企業の経営陣が不正行為に関与している場合、不正行為によって企業に多額の利益が生じている場合、企業内で不正行為が甚だしく又は広範である場合、及び再犯である場合等をいう。



なお、何をもって「直ちに (immediately)」自主開示を行ったと評価されるのか、「並外れた (extraordinary)」協力や是正策とは何か、という点については、改訂版 CEP は具体的な説明をしていない。この点、Kenneth A. Polite, Jr. 司法次官補は、「並外れた (extraordinary)」協力の意味について、即時性 (immediacy)、一貫性 (consistency)、程度 (degree) 及び影響 (impact) の各コンセプトが、DOJ のアプローチを知る助けになると述べ、個人の文脈での例として、①直ちに協力を始め、一貫して真実を語る場合、②電子機器を素早く入手し画像化したり、録音した会話を有している等、他の方法では得られない証拠の入手を可能とする個人、③裁判で証言したり追加の有罪判決につながる情報を提供する等の結果をもたらす協力等を挙げている。また、同司法次官補は、「全面的な」協力と「並外れた」協力の違いは、おそらく種類よりも程度の差であるとし、「並外れた」協力であると評価されるためには、企業は、「全面的な」協力の基準を上回るものでなければならない、ありふれた標準的な協力ではなく、真に並外れた協力であると述べている。

(b) 罰金が減額される場合

訴追はされるものの、企業が任意の自主開示を行い、調査に全面的に協力し、適時かつ適切に是正した場合には、以下のように取り扱われるとされた。

- ① 再犯の場合を除き、米国量刑ガイドラインの罰金範囲の下限から少なくとも 50%、最大で 75% の減額を認め、又は同減額を量刑裁判所に勧告する（なお、改訂前の CEP では、再犯の場合以外において、米国量刑ガイドラインの罰金範囲の下限から最大 50% の減額が認められていた。）。また、再犯の場合には、同様に、少なくとも 50%、最大で 75% の減額を認めるが、当該減額の基となる罰金額は、一般的に米国量刑ガイドラインの罰金範囲の下限とはならないとする。
- ② 特に甚だしい又は複数の加重すべき状況が存在しない限り、再犯を含めて、一般的に有罪答弁 (guilty plea) を要求しない。
- ③ 企業が、解決の時点で、効果的なコンプライアンス・プログラムを実行し、検査し、不正行為の根本的な原因を是正したことを証明した場合、一般的に監督人を選任しない。

(3) 任意の自主開示がない場合

企業が任意の自主開示を行わなかったものの、その後に DOJ の調査に全面的に協力し、適時かつ適切に是正を行った場合、再犯の場合を除き、最大で米国量刑ガイドラインの罰金範囲の下限から 50% までの減額を認め、又は同減額を量刑裁判所に勧告するとされた（なお、改訂前の CEP では、最大で米国量刑ガイドラインの罰金範囲の下限から 25% の減額が認められていた。）。また、再犯の場合には、同様に、最大 50% までの減額が認められるが、当該減額の基となる罰金額は、一般的に米国量刑ガイドラインの罰金範囲の下限とはならないとされた。

なお、Kenneth A. Polite, Jr. 司法次官補は、当該 50% の減額は最大の減額割合であって、新しい「標準」となるのではなく、真に卓越し、並外れた協力と是正を証明した企業にのみ認められると述べている。



4. 終わりに

米国で事業を行う企業は、不正行為の事実を把握した場合、DOJに自主開示をするか否かの判断に迫られることとなる。特に加重すべき状況がある場合には、訴追されないためには高い基準を満たす必要があり、企業としては難しい判断となる可能性もあり得る。しかしながら、上記のとおり、DOJは、個人の責任追及に重点を置き、企業に対し、任意の自主開示と調査への協力を強く求め、改訂版 CEP では、そのためのインセンティブを企業に与えていることから、仮に企業が、改訂版 CEP に従った自主開示、協力、是正をしない場合には、重大なペナルティが課せられる可能性がある点は、十分に留意する必要がある。DOJ は監督人の選任は懲罰目的ではないと指摘しつつ⁶、監督人選任による負担は日本企業を悩ませ続けてきた⁷ところ、自主開示がなされない場合、DOJ 刑事局は、監督人の選任を積極的に求めていく可能性がある。また、不正行為が生じた場合に、それが速やかに企業内で確認され、任意の自主開示につながるように、従前よりコンプライアンス体制を構築しておくことが重要である。

⁶ Department of Justice, Assistant Attorney General Brian A. Benczkowski Delivers Remarks at NYU School of Law Program on Corporate Compliance and Enforcement Conference on Achieving Effective Compliance (October 12, 2018).

⁷ 監督人の活動・費用に関する企業の負担の重さを表す例として HSBC Holdings PLC (以下「HSBC」という)が好例であろう。同案件では、2年にわたり、選任された監督人のチームが HSBC のスタッフと 3,500 回以上面会し、HSBC に対して 11,500 以上の文書を要求し、HSBC は 2,000,000 頁以上に及ぶ文書を確認しなければならなかったとのことである。Western Union Co. 事件では、同社は選任された監督人の 1 年半の活動に対して 400 万ドルの報酬の支払いを余儀なくされている (Rachel Louise, Ensign & Max Colchester, Meet the Private Watchdogs Who Police Financial Institutions, The Wall Street J. (August 30, 2015))。